

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十八号

昭和四十年四月九日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 川村 義義君

理事 安川 吉典君

理事 小淵 恵三君

理事 龜岡 高夫君

理事 武市 恭信君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 吉武 恵市君

出席府政委員

警察庁長官 江口 俊男君

警察視監 大津 英男君

警察庁保安局長 長

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

四月九日

委員島村一郎君、森下元晴君及び森田重次郎君

辭任につき、その補欠として山村新治郎君、木

部佳昭君及び小淵恵三君が議長の指名で委員に

選任された。

同日

委員小淵恵三君、木部佳昭君及び山村新治郎君

辭任につき、その補欠として森田重次郎君、森

下元晴君及び島村一郎君が議長の指名で委員に

選任された。

本日の會議に付した案件

銃砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇号)(參議院送付)

○中馬委員長 これより會議を開きます。

銃砲刀劍類等所持取締法の一部を改正する法律
案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。門
司亮君。

○門司委員 最初に聞いておきたいと思ひますこ
とは、法律の内容と実態についてですが、銃砲刀
劍等を現在持つことが許されるのはどの範囲で
か、いわゆる許されておる範囲の階層は。

○大津府政委員 現在銃砲刀劍類の所持が許され
ておりますものは、第三条の所持の禁止の条項
で、次の各号の一に該当する場合を除いては所持
してはならないということで、所持を許されてお
りますのが第三条の各号に列記されております。

その第一は「法令に基き職務のため所持する場
合」、これは警察官、皇宮護衛官、自衛官、海上
保安官、監獄官吏、麻薬取締官あるいは税関職
員、鉄道公安職員、入国警備官、こういう法律上
によって職務のため所持を認められる場合、これ
が一つでございます。

その次に「国又は地方公共団体の職員が試験
若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するた
め所持する場合」、これはここに書いてあるとお
りでございます。博物館等に観覧のために出す
場合、あるいは試験、研究のために所持する場
合。

それから第三は、第四条あるいは第六条の規定
による許可を受けたものを持つ場合ということ
で、これは許可を受けた者はよろしい。

その次は、銃砲の保管の委託——第十条の二と
申しますと、競技会用の拳銃を持ち込んでまいり

ました場合に、そういうものを警察署長あるいは
体育協会等に保管を委託するというような場合
に、その保管のためにこれを所持する場合、こう
いうものは許される。

それから、第十四条の規定によって文化財とし
ての登録をいたしました銃砲刀劍類を所持する場
合、これも許されるわけでございます。

それから第五は、武器等製造法によるものの
武器製造事業者、あるいは銃銃等製造事業者、こ
ういう者が業務のためにこれを所持する場合。

それから第六は、武器等製造法の銃銃等販売事
業者が製造事業者、あるいは販売事業者、ある
いは許可を受けて持っている者から譲り受け、ある
いは輸入したものを業務のために所持する場合、
こういう場合が許される。

それから、文化財保護委員会の承認を受けて刀
劍類の製作をする者が製作したものをその目的に
従つて所持している場合、こういう場合もよろし
い。

それから公安委員会に届け出まして捕鯨用標識
銃等製造事業者等が製造したものを業務のために
所持する場合。

それから捕鯨用標識銃等販売事業者が製造事業
者や販売事業者、あるいは許可を受けて持っている
者から譲り受けたりあるいは輸入したものを業
務のために所持する場合。

それから公安委員会に届け出をしまして輸出の
ための刀劍の製作をする者が、その製作にかかわ
るものを業務のために所持する場合、こういうもの
が現在この法律によりまして所持を認められてい
るということでございます。

○門司委員 大体いまの説明は、法律に書いてあ
るところです。私が疑問を持っているのは、刀劍
を商売にしておるような商店がございます。これ
らのウィンドーに飾られているものがたくさんあ

る。あれは一体商店が所持することを許されて
飾っておるのかどうかということですが、これはど
ういうことになっておりますか。それもひとつ聞
いておきたいと思うのです。

○大津府政委員 これは登録された刀劍でござい
ますので、所持することが許されてございます。

○門司委員 新しい刀は製造することができない
という議論が私はそこから生まれると思う。新し
い刀でも、もつとこしらえてウィンドーに飾つ
て、あるいは売ろうとすれば、これは登録を受け
ることができるのですか、製造は自由なんです
か。

○大津府政委員 第三条の七号で申しましたよう
に、文化財保護委員会の承認を受けて美術刀
劍類の製作をする者というのがございまして、製
作を承認を受けていたした者はそれを所持するこ
とができる、こういうことで、美術刀劍類を製作
することは許されておるわけでございます。

○門司委員 そこに疑問があるのです。最近の暴
力団の使ったものなどを見てみると、大体つばの
ない、写真だけを見れば白やのやのようなものが多
く出ているのです。あれらの刀劍はおそらく登
録されたものでも何でもありませんか。いまのこ
ろに問題があるのはしませんが、これはあるいは有
名な刀匠の方がいるかもしれない。その人のものを
文化財として保存しておきたいということになる
かもしれない。しかし最近、一般人はほとんど
使用が禁じられている、あるいは所持することも
制限を受けているという時代に、文化財を製作さ
せるということについては——私は文化財自身に
ついては疑問があるのですが、文化財という
のは製作していいものか悪いものか。すでにでき
ているものを文化財として指定するということは
わかるけれども、これから文化財をこしらえさせ

るといふその辺のことがよくわからないのです。ですから私は先ほど回りくどい質問をして、所持のできる階層はどれかというのを聞いたのです。それだけでは、新しい刀剣ができて横に流れれるということをこの法律で直ちに絞りまうできないと思うのですが、いま予測されておる数で、新しい刀剣をこしらえておるかじ屋さんというのはどのくらいあります。新しい刀剣類がどのくらい日本にできていますか。

○大津府委員 文化財保護委員会の承認を受けております美術刀剣の製作者の数はいま手元にございませんが、年間三百本くらい製作が承認をされておるといふことでございます。

○門司委員　時間もございませんからこの議論はあまりしておられません、とにかく三百本だけは日本に新しい刀ができておるといふことです。そうして今度はその所持者です。三百人もそれを所持することを許されるような人ができておりますか。これをただ美術館やどこかに飾るというなら、そんなに毎年三百本ずつもこしらえる必要はないと思うのだが、この辺はどうですか。その辺に疑問があるのです。持たせないなら持たせないといふことで、こしらえるのにもきちっと制限をして——だから先ほどからその刀がどこに行っておるか、どの階層がこの刀を所持できるかと聞いたのでありますが、三百本も一年にできていふといふことなら、十年たてば三千本になります。

これが外に出ないとも限らない。同時に、そんな文化財が三千本も要するということは考えられない。その辺はあまり突き詰めて聞いても何だろうと思うが、私はその辺に疑問があると思う。

なお、そのことについて申し上げれば、この法律の内容に、火なわ銃のところに「古式」という文字を新しく入れている。これとの関連なんです。私は火なわ銃なら火なわ銃でよかったと思う。古い火なわ銃ということになると、新しい火なわ銃はいいのか。法の取り締まりの中に一方にはこういうふうに書いて——古美術ならいいですよ。古い美術品として、あるいは芸術品としての

刀剣はなくするわけにはいきません。これは保存しておかなければならぬから当然であります。片方では新しくそういうように三百本もできておる。ところがこの法律を見てみると、「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」と書いて、特に「古式」を入れている。これとの関連はあまりいまの説明だけではびつたりこないと思う。ここで「古式」をこういうふうに出さなければならぬ理由は、私には実際はわからない。大体火なわ銃は古いですよ。新しい火なわ銃というのはあまりありません。ここに「古式」という文字を入れなければならなかった理由はどこにありますか。

○大津政府委員　火なわ式銃砲のほかに現在美術品として相当価値のあるもの、骨とう品として価値のあるもので、管打ち式とか火打ち石式とかいうようなたぐいの古い銃砲があるわけでございまして、こういうものはやはり文化財として登録して活用していくということが必要でありますけれども、現在の法律のたてまえから申しますと、火なわ式銃砲と限定しておりますために登録することができない、したがって、これを個人が持つておりますと不法所持になるということでございまして、これはむしろ法律で登録を認めまして、これを個人としても持つことができるようにしていく、こういう趣旨に改正をいたしましたのでございませう。

また、こういう火なわ式銃砲の新しいようなものをつくれるかどうかというようなお話がございましたが、美術品あるいは骨とう品として価値のあるものを登録するわけでございまして、現在新しく火なわ式銃砲がつくられておるといふようなことはないわけでございます。

○門司委員 どうもその辺の感覚というか何というか、私には一向わからぬのだ。この法律で取り締まる範囲というのは、大体凶器に利用される危険性を持つものを取り締まる法律だと思う。美術品云々というのは全然別個のものだと思うのです。したがって、問題になりますのは、こういう

ものも凶器のうちだというようにお考えになっているかどうかということです。問題は、どうも類似したものがあるから、これは持っておいてもいい、これは届け出をしなければならぬ、めんどろうだからこういうふうに入れておけば全部届け出をするだろう、こういうことです。しかし、この法律の本質は凶器なんです。美術品として、あるいは骨とう品としてながめておるものを取り締まる筋の法律では私はないと思う。したがって

て、いまのお話のようなものが凶器として一体用いられるかどうかということについていささか疑問を持つておる。それで、こういう範圍を広げるのもどうかと思いますし、それから前段に言われたように、そう言いながら片方では一年間に三百本近い新しい刀が公然と打たれておる。そうすると、より以上に広がつていく。これも美術品といえは美術品かもしれませんが。芸術品といえは芸術品かもしれませんが。それで生業している人は生業しているかもしれない。しかし問題になるのは、私はウインドーに飾られているものをときどき見るのでありますが、ほんとうに登録されたものであるかどうかということについては、私は実際は多少疑問があると思います。それから製作等について、こしらえてはならないということについて嚴重に取り締まる法律が一体ありますか。美術関係から委託を受けてこしらえるものは別にして、それ以外に、かつてにこういう刀剣類をこしらえ

てはならないという法律が何かありますか。

○大津府委員　文化財保護委員会規則によりまして、先ほど申し上げましたような刀剣類の製作をする者は委員会の承認を受けなければならないということに相なっておるわけでありまして、その承認を受けて製作をいたしましたものは、この銃砲刀剣類の所持取り締まりの法律によりまして持つことが許される。したがって、それ以外に製作をいたしますものは不法所持として取り締まりを受ける。かような関係になるわけでございます。

○門司委員　そのことは当然なんです。私が聞

いているのはそういうことでなくて、こしらえる
 こと、刀剣を製作することが、単にいまのお話の
 ように文化財保護委員会で委託してこしらえるの
 か、あるいはこしらえたものを届け出ればいいのか、
 あるいはこしらえてはいけないという制限は
 ないのでしょうか。これはどうなっているのです。
 刀剣が横に流れるということ。きのうも猟銃のた
 まが横に流れるということ。きょうも、細谷君からいろ
 ろお話がありました。問題は、片方でどんどん
 こしらえて、それがどんどん流れている、という
 実情の中で、幾ら取り締まったからといって、
 たいして取り締まりの効果は私にはあがらないと思
 う。むしろ取り締まるならば、もとのほうを窮屈

にしておいたほうがよろしいのではないかという感じがするのです。その辺はどうなですか。

○大津政府委員　刀をつくってはいけないということとは、要するにこの承認を得る際に、そのつくりとうとする刀剣の種別及び製作の員数、こういうものをはっきり承認を受けなければならぬのでございまして、その本数以外にこれをつくっていくということが、即不法所持のことになってまいるということで、先生が御指摘の点につきましては、銃刀法の違反として取り締まることができるといふことでございます。

それから、こういう美術刀剣が、実際には登録証を伴わないで流通するとか、あるいはいろいろなことが現実にあるわけでごいまして、御疑問のような点があると思うのでございますが、そういう点につきましては、今回の法改正におきまして登録刀剣は登録証とともにでなければこれを授受してはならないということ、その流通につきましても規制をきびしくしていく。要するに持っているものはしっかり持てることを確認すると同時に、そうなったものについてはその流通の規制をきびしくしていく、こういうようなことを考えているわけであります。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきますが、実際の法律の適用は、美術品であればあなたが持っても差しつかえない、こういうことになっ

てきますね。そう解釈しておいてよろしくうござ
いますね。

○大津府委員 美術品の登録を受ける人につき
ましては、別段人的な資格、条件についての制限
がございせんので、御質問の趣旨のように解釈
してよろしくうございます。

○門司委員 そうすると、それを持っている人が
使用するようなことは私はおそらくめったにない
と思うのです。しかし、使用されておる凶器は、
かりに登録されておつてもおそろく他人が使用す
ると思ひます。その場合の登録を受けた人の責任
はどこかで取り締まることのできるのですか。

○大津府委員 今回の法の改正におきまして、
登録刀剣の授受につきまして第十七条の改正もい
たしております。そういうことで、いままでは登
録を受けた銃砲刀剣の譲り渡しあるいは貸し付
け、それからその保管を委託するとか、こういう
ような場合には登録証とともにしなければならな
いという規定がありまして、これに違反した場合
は罰則があるのでございます。今回さらにこれに
つけ加えて、先ほどもちょっと申し上げました
ように、譲り受けるほう、あるいは借り受ける
ほう、これも登録証とともに受け取らなければな
らない。また登録証だけを刀剣類と別個に、それ
だけを譲り渡したり譲り受けてはならないという
規定を設けまして、これはいづれにも罰則をつけ
るというふうな改正をいたしておりますのでござい
まして、御質問の趣旨に沿うような規定をこの銃刀
法の中に織り込んであるわけでございます。

○門司委員 どうも十七条の改正だけでそれが満
足にいくとは考えられないので私は聞いておるの
ですが、もう少し保管の責任というものが厳重で
あれば、ある程度この持ち出し等の規制が考えら
れるのじゃないか。しかし、保管の責任というも
のがほとんどないのであつて、何も持っていく先
に登録証さえ持っていけばだれでもいいというこ
とになれば、これはちょっと問題がある。した
がつて、いま申し上げましたように、刀剣の製
作、それから所持、それが横流れをするという関

連においては、さらにもう少し詳しく実は聞くこ
とがいいと思うのですが、時間もございせん
で、それだけをほじくって聞いていくわけにまい
らぬかと思ひます。

それから、このことについていままでの経験と
いいますか、あなたの方の立場から見ただけ所持者
の凶器の使用の経路というふうなものは、どうい
う形であつたらうか。登録しなれればならないよ
うになつておるのか。登録しなれればならないよ
うに法律はできておるのだが、登録しなれなかつ
たに罰則がないものだから、結局、長い間日
本に蓄積されているものが方々にあることはだれ
でもわかつておる。未登録のものがあることとは
思うのです。そういうものが流れておるのじゃないか
と。これは持つていけるやつをみんな強制的に警察
に持つていこうというわけにいかぬだらうと思ひま
す。そういう美術品に該当しないものは警察が没
収するということもなかなか困難かと私は思うの
ですが、ある程度は、そういう強制ができないま
でも、持つておることがよくないのだ、持つておれ
ば届け出なければならぬのだというところが、
もう少し社会通念的に国民にわかるような何か処
置はございせんか。

○大津府委員 銃砲刀剣の犯罪に用いられた
たものを見てまいりますと、これは三十八年の統
計でございまして、登録にかかわる刀剣類は百六
十でございまして、それから登録許可も何もなかつ
たというものが二千四百七十八、こういう数字が
ございまして、やはり登録にかかつておるものの
ほうが犯罪に使われた数字が少なく、圧倒的に登
録をしていないものが多いということが出ておる
わけでございます。

それから、こういうものがどうしてそういう犯
罪に使われるように持ち出されるのであろうかと

いうことでございしますが、いままでの暴力団の取
り締まり等の経緯を見てまいりますと、やはり銃
砲刀剣類を武装化のために入手する。その際に登
録刀剣あるいは登録しないものもこれを収集す
る、そういうものが犯罪に使用されているという
形態でございまして、いままで取り締まりをして
まいりまして出てまいりますことは、手入れをし
ました際に凶器が出てまいります。その際刀剣が
出てまいりますと、これは登録がしてあるのだと
いうようなことを言うのでございしますが、登録証
がついておらない。登録してあつても、登録証が
ないというところ、しかし登録してあるんだとい
うことでありますれば、また登録証を再発行しても
らえればいいということ、いままでこれに對して
登録してないからという点もございまして、いろい
ろございしますが、そういう点は今回の改正により
まして、疑念がなくこれを取り締まることのでき
るようになるというふうなことでございまして、
それから登録刀剣を、実際にはこれを借りてき
たんだというふうなことを言う者もあるわけでご
ざいしますが、貸すほうにも、貸されるほうにも、
先ほど申しましたように登録証とともにするとい
うような義務を課することによりまして、こうい
う面につきましての取り締まりもきびしくしてい
くことができるというところで、暴力団犯罪につ
きましてこういう凶器が使用されることについて、
この銃刀法の規制をこのようにきびしくすること
によりて御趣旨に沿つていくことができるのじや
ないか、かように考えております。

○門司委員 いまの答弁は私の聞いておるのと
ちよつと違ふのです。数字その他はそれでよろし
いと思うのですが、私の聞いておるのには、持つて
おる人がわからぬ、無登録のものが日本にはま
だたくさんあるのですよ。それを登録させるよう
な、隠して所持しておる者が公に出されるような
方法はないかということです。そういうことを取
り締まる限りは、片方はさつきお話ししたよう
に、美術品として毎年三百振り以上の新しい刀が

できておるといふことは事実です。これが三百か
五百かというところについては、私は必ずしも刀か
じが三百だけしかこしらえておらぬとは限らない
と思う。陰に隠れて何本か新しいものが出ておる
ことはわかつておる。そういう不法所持のものを
明るみに出させて、その根元を絶やさぬ限りは、
取り締まった数字だけが幾らというふうな帳面に
あがつたからといって、何にもならぬのです。だ
から不法所持をしておるもの、登録をされていな
いもの、届け出をされてないもの等を何とかも
う少しさがし出してやる方法はないかということ
です。単に持つておるものを全部取り上げるとい
うことは、憲法違反という問題も起こるだらう
が、もう少し刀剣の不法所持はいけないんだとい
うことが国民にしみ渡つて、そして暴力団の手に
渡らせぬような方法はないかということですが、

○大津府委員 御質問の趣旨と違つたことをお
答え申し上げてまことに申しわけないと思ひます
が、現在この法律の第二十三条によりまして、銃
砲刀剣類を発見、拾得した者は、すみやかに警察
署に届け出るといふ規定がございまして、この規定
を活用いたしまして、発見、届け出の奨励をやつ
ておりまして、毎年こういうものにつきまして届
け出をしてくる者が相当あるわけでございます。
元来、日本の国内には非常に刀剣が多かつたわけ
でございまして、いままで倉庫の中にあつて全然
気がつかない、自分のおじいさんの代にあつ
たとか何とかいうものが出てきたということ
で、届け出てまいります刀剣が毎年三万本ないし
四万本というふうに出てきておる状況でございま
して、そういう刀剣を美術品につきましては登録
をさせる、あるいは必要で、家宝として取つてお
かなければならぬというふうなもので許可をして
おるといふものもございしますが、そういうものを
発見した場合におきまして正規にそういう処置を
とつていく、そういうふうなことで、できるだけ
刀剣類につきましても正規のルートに乗るよう
に届け出を奨励してもらつたということ、毎年の行
事のように警察から一般に呼びかけるというよう

なこともいたしておるわけでございます。現在刀剣類の登録をされております状況は、三十八年末におきまして九十二万九千二百八十八本が登録されておるといふ状況でございます。

○門司委員 これはえらい数で、日本の世帯数に割ってみるとかなり大きな数ですね。かりに一億の人口で二千五百万くらいの世帯数しかないはずで、そこに九十何万という数字はかなり大きい数字だと思えます。しかし、大体届け出られたもののほかに、こういうふうになくさんの凶器が現実に出てきているんです。届け出さえすればそれでよいんだということではなくて、何かほかの方法はないかということ、——これから先時間もございせんから聞きますが、この辺はもう少し横流れしないような、あるいは隠れてこしらえることのないような方法をとる必要があるんじゃないかということが考えられる。

もう一つは、さっき言いましたように、商売のじゃまをするわけじゃありませんが、ウィンドーに飾られているものが単なる美術品として飾られているのならばかたがたありませんが、商品として飾られているんじゃないかと思う。いまお話しがあった三百なら三百を文化財保護委員会が製作を認めているというのは、所持、使用することを認めて製作された刀ではないと思う。これは何らかの形で保存するべきものであって、個人が所有すべきものではないと思う。ところが、それが平気で売りがされるところになると、それはほとんど同じ美術品としての刀剣だという形になれば、何も問題は無いが、しかし凶器としての刀剣だということを考えると、この分布というところは非常に考えなければならぬ。そのかね合いを一体どこに置くかということです。この辺に私は、この法律だけで取り締まれるものでもないけれども、実態に必ずしも即したものでないと思う。いまのお話だけ信用いたしましたも、私はこの三百くらいじゃないと思うんだが、もっとあると思うんだが、年々新しい刀ができていっている。その刀を上野の美術館に飾るのか、あるいは各都市

の博物館にでも持っていくて飾るのかということ、そうじゃないと思う。これはやはり個人の所持になると思う。個人の所持になつてくれば、それが凶器に使われるということは、これを凶器と解釈することもある程度できないわけではない。したがって、この法律自身が、刀剣を凶器とみなして取り締まるのなら徹底的に取り締まるべきである。そして古美術として、あるいは文化財として保存すべきものなら保存すべきものとして、凶器である限りにおいては個人が所有すべきものではないという解釈をすることのほうが正しいんじゃないかと考えられる。絵だとか字だとか、あるいはそのほかの什器だとかいうようなものは、必ずしも凶器だとは解釈できませんから、あなたが持ちになつていようとちつともかまわない。これは古美術として分布されておるからといって、悪いものではないと考える。しかし芸術品であるからということではこれが無制限にだれでも持つことができるということになると、凶器との関連性についてはかなり大きな疑問があらうかと考える。そういうことが、どんな取り締まりの法律をこしらえても流れるもどかと思う。しかしこれ以上質問はいたしません。

それから次に聞いておきたいことは、さっき雑談の中でお話しいたしました、この法律で国内に対する輸入についていろいろ書かれておりますが、私は輸入ということばよりも国内への持ち込みを禁ずるというよりなことで、はっきりしておいたほうが始末がよいんじゃないかと考える。輸入ということばにはいろいろな意味がありまして、字のとおりには解釈すればなるほど向こうから運んで持ってくる品物だから、これを持ち込みと同じような解釈ができるかもしれない。字のとおり解釈すればそれとおりのこともない。しかし行為として考えてくるといふことが現実と考えられる。概念からいって、輸入品というのは大体売買をするようなもの、商品というよりな形において輸入ということが多く考えられておる。した

がって外国からくる場合においても、やはり所持品と輸入というのは、税関の取り締まりや、あるいは字句の解釈からいけば同じものだという解釈ができるかもしれない。しかし観念的には非常に違つておる。外国から持ってきたものを全部輸入というのなら、着ているシャツから洋服からくつまで、外国から買つてくれば全部輸入であるということになつてくる。輸入品であることに間違いはない。しかしこれを輸入品と見るかどうかという点については、私はいささか疑問がある。向こうで自分から持ってきた持物が、それを輸入品として使つておつた。そのものを持ってきた場合には、それは本人の所持品であつて、それを輸入という字句で解釈していいかどうかということについては、字は運んでくるもの、入れてくるものなら、輸入と書いてあるんだから、何でもみんなそうだとはいへばそれだけども、概念からいへばなかなか割り切れないものであると思ひます。なかなかに輸入という文字を使うと商品のような気がする概念にとらわれがちになるのではないかと。むしろことでは、国内において拳銃の持ち込みは一切禁止する形のほうがかえつてよいんじゃないか。外国へ行つた人がときどき隠して物を持ってきたことがあつた。これがかなり国内にあると思ひます。これは輸入という形をとつておらない。所持品という形で持ってきておると思う。そういう概念の問題からすると、この字句は、国内には拳銃は一切持ち込みを禁止する。その中の特例をこれこれというふうにしたほうが、字句上の解釈からいへば、官像としてのあなたの方の考え方からいへば、持ち込みといつたて輸入といつたて同じことにならうかと思ひますが、通念的に考へてくると、そういう大きな網をかけておいたほうがよろしいと考へられる。ことに外国人等は、外国においては拳銃を持つことができないのですから、本人の所持品であることには間違いのないですから、これらのものは平気で日本に持ち込まれるかもしれない。また外国に何年か滞在しておる場合、あるいは外国に籍がある諸君は、

向こうでは持つことができるのであつて、本人は輸入と考へておらない。自分の所持品と考へておる。こういう観念からいくと、輸入ということばをこで使うなら、国内に持ち込みを禁止するといふふうにしておいたほうがあつては適切ではないかという感じがするのですが、その辺についてひとつ当局の考え方を、この際明らかにしておいていただきたい。

○大津政府委員 輸入ということばは、関税法にいますところの、外国から本邦に到着した貨物を引き取るという考え方と同じでございます。先生がおっしゃるところの、国内に持ち込むというふうなことは、同じような意味に考へられるわけでございます。そういうことで銃刀法におきまして輸入を禁止していくということは、結局外国から持ち込むことを禁止するというのと同じ考え方になるわけでございます。特に自分が着ていた洋服であるとか、あるいは持っているもの、手回り品、こういうものにつきましては、関税法上の特別な措置をいたしまして、こういうものには課税をしないというふうなことを、輸入であるけれども、そういうものには税をかけないということが税法上定まつておるということでございます。その点の矛盾はない。ことばの上でも銃刀法で用います輸入と、関税法上のことばと矛盾はしない。また先生がおっしゃるような常識にも合つたような内容になるのではないかと、かように考へておるわけであります。

○門司委員 私は関税法との関係は少し疑問があるのです。関税法の意義というものは、そのものを持ち込むことによつて利益を得るものに対する一つの国内の商品との関連性が関税の基本条件でありますから、品物を持ち込む持ち込みないということと関税法は、多少制定の意義が違つて、実際国内産業をいかにして保護するかというところから出たのが世界共通の関税でありまして、そこには商品であるかないかということが非常に大きな問題になると思ひます。関税法ということばが出てくると私は多少問題がある。身につけておる

もの、手回り品を関税で見のがしておるといふことは、向こうさんは商品でないと考えておる。いわゆる国内産業をそれほど圧迫するものではないと考えておる。したがってこれには制限がある。商品とみなせば必ず税金はかけなければならぬはずだ。ところが商品とみなさない範囲なら、それは必ずしも関税をかけなくてもいい。こういうことで関税法との関連で持ち込みのすべてを輸入と解釈することについては、私は概念的な違いがあると思いますが、それをここでは議論しようと思いません。

最後に、これだけ聞いておきたい。外人の、特に駐留軍の軍人、軍属が横流しをする国内における凶器というものが、かなりあったはずであります。こういうものはいまだの程度になっておるかということ、これはいまだで数字上にはかなりあったはずだと思えます。

○大津府委員 押収拳銃の出所別の調査がずつとあるわけですが、駐留軍関係から出たもの、昭和三十五年においては七十一、それから三十六年が二十二、三十七年が十七、三十八年が十一、三十九年の一月から六月までが五、こういうふうな数字が出ておるわけですが、さらに三十九年の年間を通じて見ますと、十二という数字にまでこれがなっております。そういうことで、大体三十五年が一番多かったのですが、その後ずつと駐留軍関係から出ております。拳銃の数は減ってきておる。こういう状況が数字的に言えるわけでございます。

○門司委員 これだけでやめますが、いまの数字であります。ちよつと当局のほうへお話ししておきたいと思ひます。いまの数字を見ておわかりのように、軍の移動の際には行なわれる行為であります。兵隊は自分のものでありますから、そこに駐留している間持っております。売ってしまった、新しいのを買わなければならぬから、持っておる。しかし、軍の移動のときにこういう行為が行なわれます。たとえば三十五年の移動のときにも、こういう行為が行なわれま

した。これは取り締まりの関係からいえば、かなり気をつけておいてもならぬなれどと思ひます。必ず移動するときには、こつちにおいて高く売って、そして向こうへ行けば、安く買えるのでありますから、点検その他をこまかしたりすれば、いつでもやれるのですから、したがって、その点気をつけてもらいたいと思ひます。

○中馬委員長 中馬はかに質疑はありませんか。なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○中馬委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○中馬委員長 総員起立。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中馬委員長 この際、亀岡高夫君、川村義君及び門司君から、三流共同をもって本案に対する附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。亀岡高夫君。

○亀岡委員 ただいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、私は自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表して、その趣旨を御説明したいと思います。

一、暴力団等についてとくに取締りを強化するとともに、その不法資金源を絶つなど暴力犯罪絶滅のための対策を徹底すること。

二、銃砲、火薬類による危害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類が正常な用途以外に流出し、あるいは消費されることのないよう、関係機関協力のもとに販売、その他の取扱いについてとくに規制を強化すること。

以上が案文でございます。次に、提案の趣旨を御説明いたします。

最近、暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持及び使用による犯罪が著しく増加している実情にかんがみまして、政府は本法の改正により、その取り締まりを一層強化するとともに、これと密接不可分の関係にある組織暴力の絶滅や火薬類の一般的取り締まりについても、特に規制を強化する必要があると存じます。

まず、附帯決議の第一について申し上げますと、組織暴力の追放は、善良な市民のたれしもが抱く切実な願ひであります。

最近、組織暴力団の資金源を絶つため、暴力団の関係する興行を公共施設から全面的に締め出す運動が全国的に高まっております。これに呼応して芸能人みずから、暴力団とのくされ縁を絶とうと立ち上がるなど、社会の各方面に暴力追放のきびしい姿勢が見られつつあります。しかし、組織暴力団はわが国の特殊な伝統と風習の上につちかわれてきたものであるだけに、彼らを一朝一夕に追放することは至難のわざと言わなければなりません。

急行「霧島」、及び近鉄車内の爆薬積み込み事件は、銃砲や火薬類が異常者の手に渡った場合のおそろしさをわれわれに身にしみて痛感させましたが、ピストルは所持できないことになっておりまして、銃所持許可をとるときには精神医の診断書の必要がなく、さらに火薬類に至っては、狩猟免許さえあればほとんど無制限に入手できるという現状は、暴力犯罪追放の見地からまことに憂えて余りあるものがございます。

火薬類につきましては、火薬類取締法によって一応は規制し得るたてまえになってはおりますけれども、実情は以上に述べたごとくでありますので、いまのような野放しの状態を改めて、銃砲、火薬類による危害を防止し、公共の安全を確保するため火薬類の販売その他の取り扱いについては正常な用途以外に流出し、あるいは消費されることのないよう、特にその規制を強化すべきであるというのであります。

以上が本決議案の趣旨であります。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中馬委員長 本動議について採決いたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は亀岡高夫君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○吉武国務大臣 ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

○中馬委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中馬委員長 次会は公報をもってお知らせする
こととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局